

第407回（平成29年6月）

# 小野市議会(定例会)発言通告書



# 一般質問発言通告書

## 1 河島 三奈 議員

### 質問項目

- 第1項目 これからの防災への取組について
- 第2項目 脳科学理論を取り入れた教育の充実について
- 第3項目 ビッグデータ等の活用における官民連携について

### 要点・要旨

#### 第1項目 これからの防災への取組について

阪神淡路大震災や、東日本大震災、熊本地震など相次ぐ大規模な災害を経験し、近年自治体だけでなく民間や個人での防災・減災への活動が活発になり、様々な取組が見受けられるようになりました。小野市においても、女性の視点から防災を考えるということで、おのウィメンズ・チャレンジ塾の塾生が、小野市防災会議において調査研究結果を発表したり、新たに女性防災会議を設立するなど様々な取組が行われています。

これは、近い将来高い確率で起こることが想定されている南海トラフ地震や、市内を走る山崎断層帯による地震等への危機意識が高まっていることの表れでもあると思います。

防災、減災への取組は、「自助」「共助」そして「近助」がとりわけ重要となりますが、「公助」でないとできない部分もあります。以上のことを踏まえ、次の2点について伺います。

(1点目) 防災における市民活動について

答弁者 市民安全部次長

防災意識が高まる中で、基本的には自治会単位で防災訓練等が行われていますが、そ

れ以外にも小さなグループを組んで防災について活動されているところがあると伺っています。このようなグループとも連携して取り組んでいくことが市にとっても大切であると考えますが、今後、防災における市民活動への市のかかわりについて当局の考えをお伺いします。

**(2点目) 広域連携について**

**答弁者 市民安全部次長**

小野市において大規模な災害が発生した場合、市外への避難が必要な場合も起こり得るかと思えます。一方で、以前、東日本大震災の時に小野市において被災地の子どもを受け入れたことがあるように、今後被災者を受け入れることも想定されます。その折に互いに助け合うことの精神は最も大切にしなければいけないことの一つであると感じたところです。そこで、こういった事態に至る前に日頃から他の自治体等と連携を取ることにより、より被災者の避難や受け入れがスムーズになるかと思えます。他の自治体と災害における連携協定等を結ぶことにより、災害以外の面においても地域間のつながりが生まれると思えます。例えば、子どもたちにとっても、学校間の交流や避難時における学業の遅れ等に対しても有効な手段であると思えますが、当局の考えをお伺いします。

**第2項目 脳科学理論を取り入れた教育の充実について**

平成17年度に東北大学の川島隆太教授が小野市教育行政顧問に就任されて以来、脳科学の研究成果をもとにした様々な取組が展開されています。この度、最新の脳科学でわかった川島隆太教授の著書「頭のよい子に育てるために3歳から15歳のあいだに今すぐ絶対やるべきこと」が出版されていますが、その中において、自治体との協働として本市での取組についても触れられています。その本の中で紹介されている内容は、本市の子育て、教育施策に生かすことのできる視点も多く含まれているように思います。そこで、脳科学の研究の成果を活かし、本市の子育てや教育の充実を図っていくにあたって、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 脳科学理論を取り入れた教育の今後の取組について

答弁者 教育長

最新の脳科学の研究を踏まえて、本市においてどのように取り組んでいかれようとしているのか今後の方向性についてお伺いします。

(2点目) 啓発について

答弁者 教育長

保護者をはじめ、市民への具体的な啓発方法についてお伺いします。

### 第3項目 ビッグデータ等の活用における官民連携について

昨年12月に「官民データ活用推進基本法」が施行されました。地域の課題解決や行政事務の効率化に向けたデータの積極的活用や官民連携の更なる加速が主な内容とされています。その一例としてビッグデータを取り込んだ「地域経済分析システム（RESAS）」などが開発されています。

また、人口減少対策等の課題解決や、地域の活力向上にむけて「人工知能（AI）」をはじめとした「情報通信技術（ICT）」活用のための官民連携の一層の促進が求められています。今後、自治体においてもこれらを活用し、地域の特性を活かした効果的な政策展開に活用する必要性を感じているところです。

現在、小野市においては、ハード、ソフトの両面において地域の特性を活かした「まちづくり」を推進されています。そこで、今後の取組を進める上で地域経済分析システム等のデータの活用、また「人工知能（AI）」や「情報通信技術（ICT）」を活用していく上での官民連携による新たな政策展開の方向性について、次の2点をお伺いします。

(1点目) 小野市における地域経済分析システム等のデータ活用の現状について

答弁者 小林清豪副市長

これまでの地域経済分析システム等のデータ活用の現状や取組の成果についてお伺いします。

(2点目) 今後における「人工知能 (A I)」や「情報通信技術 (I C T)」を活用し

た官民連携の活用方策や将来の展望について 答弁者 小林清豪副市長

今後、自治体においてもこれらの“先端技術”を活用した取組の必要性はますます増加してくると考えますが、小野市における今後の活用方策や将来展望についてお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 2 久後 淳司 議員

### 質問項目

第1項目 コミュニティレストランの運営について

第2項目 リユースへの取組について

### 要点・要旨

#### 第1項目 コミュニティレストランの運営について

小野市内には、コミュニティレストランとしての施設が6ヶ所あり、小野市農産物加工施設の設置等に関する規則において、農産物の加工施設に携わる運営団体が記載されております。その中にある「きよたにいっぷく堂加工施設」は、平成18年から2年の歳月をかけ、浄谷町の「浄谷夢プラン策定委員会」による検討や、兵庫県等の森林林業緊急整備事業の助成も活用し、平成24年3月にオープンしました。約5年間地元の方々を中心に試行錯誤の中運営されてきましたが、今年の3月12日をもって惜しまれながら閉店されました。市内にありますコミュニティレストランは、それぞれの地域の実情に応じ、地産地消、観光促進、雇用の創出、地域コミュニティとしての福祉的側面など、様々な役割を果たしており、地域の活性化において非常に重要な拠点であると考えます。そこで、次の4点についてお伺いします。

(1点目) きよたにいっぷく堂内の備品等の継続使用及び補助について

答弁者 地域振興部長

小野市農産物特産品活用型地域交流施設整備事業補助金交付要綱では、加工施設を運営する団体が交代した場合、既にこの要綱に定める補助金を利用して取得した備品等が

加工施設にあるときは、要綱で定められている補助金額から補助金の交付を受ける前年度末における備品等の時価額を控除した額を補助金の上限とすることになっています。先般きよたにいっぷく堂加工施設の出店者を募集しておりましたが、運営において、既に設置されている厨房機器や備品等を継続使用する場合は補助金額の概算及びその他に計画されている補助等があればお伺いします。

**(2点目) きよたにいっぷく堂後の事業内容について** **答弁者 地域振興部長**

きよたにいっぷく堂の後に新たに入られる事業者について、どのような事業内容を想定されているのかお伺いします。

**(3点目) これまでのコミュニティレストラン運営における課題について**

**答弁者 地域振興部長**

これまでにしても、運営主体が交代した事例がありますが、その中で見えてきた課題についてお伺いします。

**(4点目) 今後の改善策と施設運営に対する市の支援体制について**

**答弁者 地域振興部長**

3点目で伺った課題に対し、これからの改善策と、コミュニティレストラン運営に対する市の支援体制についてお伺いします。

## **第2項目 リユースへの取組について**

平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法において「3R」の考え方が導入されて以来、廃棄物の発生を減らす(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)からなる「3R活動」は、引き続き現在においても注目されています。同法第7条で定める基本原則では、リユースがリサイクルよりも上位に位置付けられ、リユースの推進は、使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、廃棄時の資

源消費・環境負荷を回避することにも繋がります。ゴミを減らし、資源を有効に繰り返し使う循環型の社会を目指すことは、未来を担う子供達の「物を大切に作る心」を育てると同時に、各家庭における経済的負担の軽減にも繋がるのではないかと考えます。特に、義務教育である小・中学校の入学時に、学用品の購入等に負担がかかるとの声もあり、文部科学省が公表した平成26年度の「子供の学習費調査」結果によると、学校教育費、学校給食費及び学校外活動費の合計の「学習費総額」は、平成24年度と比べ公立では幼稚園を除いた小学校・中学校・高等学校で増加し、私立では全てで増加しています。現在、小野市の中学校入学時には、通学に使用する自転車の購入も含め、子ども1人に対し10～20万円程度の費用はかかるようです。制服などは知り合い同士の保護者間で譲り合うとの声も聞いていますが、適した時期に情報を得にくいのが現状で、あと1年程度で卒業するにも関わらず、制服や体操服等を買替えるケースもあり、また学用品においても、まだ使用できるものを廃棄することも多いと思われます。

小野市ではホームページ等で、「ごみの減量化」を促進されており、リユースとしましては、そろばんの産地として海外における普及振興を目指した「そろばんリユース事業」の取組もごさいます。リユースに関する様々な活動は、今後も継続して、官と民が一体となって仕組みづくりに取り組むべき重要な課題かと思えます。そこで、次の3点についてお伺いします。

#### **(1点目) 義務教育時期における学用品の「リユース」について**

**答弁者 教育次長**

子育て家庭の経済的負担軽減及び資源の有効活用を目的とした、学用品の「リユース」を推進するには、各家庭、学校の協力のもと、働きかけて進めていくことが大切かと思えます。小野東小学校ではPTA主催のバザーにおきまして、制服のリユースコーナーがあり、一番人気のコーナーで、注目度も大変高いとのこと。過去には平成20年の第353回定例会において、「卒業後、体操服も含めた制服を下級生に貸与することもやっている」とのご答弁がありましたが、その後約10年近く経過し、現在の制服や学用品等のリユースに対する取組状況をお伺いします。

(2点目)「リユース」につながる学用品の備品化について

答弁者 教育次長

義務教育時に使用している「算数セット」や「鍵盤ハーモニカ（パイプは衛生上別）」等、使用期間の短いものや長期使用に耐える素材のものは、出来るだけ備品化を検討し「リユース」をすることで、少しでも保護者の費用負担の軽減に繋がるとは思います。考えをお伺いします。

(3点目)今後の「リユース」教育への取組について

答弁者 教育次長

身近なところでは学校でのバザー等を活用し、リユースという考え方を当たり前にするのが、その環境づくりにも繋がることになるとは考えますが、リユース教育に対する今後の取組や計画等がありましたらお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 3 富田 和也 議員

### 質問項目

- 第1項目 認定こども園について
- 第2項目 小中一貫教育について
- 第3項目 校務支援システムについて
- 第4項目 到達度テストについて
- 第5項目 市内小中学校の環境整備について

### 要点・要旨

#### 第1項目 認定こども園について

内閣府の子ども・子育て支援新制度関連基礎データによると、平成28年4月1日現在の全国の保育所数は23,447カ所、利用者数約214万人、幼稚園は11,252カ所、利用者数約134万人となっております。また、そのうち「認定こども園」は、4,001件、利用者数約55万人で、主な内訳では、幼保連携型2,785件（うち公立451件）、利用者数約40万人、幼稚園型682件（うち公立35件）、利用者数約10万人、保育所型474件（うち公立212件）、利用者数約5万人となっており、前年の2,836件と比べますと約40%以上増えており、全国的に認定こども園化に向けた取組が加速していることがわかります。また、兵庫県内においても認定こども園数は322園と全国第2位の数となっている状況です。そこで、認定こども園化に向けた取組について、次の4点についてお伺いします。

**(1点目) 市内保育所(14園)の入園者数の推移について**

**答弁者 市民福祉部長**

市内保育所の入園者数の推移について、検証及び分析されている内容をお伺いします。

**(2点目) 市内保育所の認定こども園化に向けた取組について**

**答弁者 市民福祉部長**

市内保育所における認定こども園化については、各保育所の判断によるものであることは認識していますが、近隣市における状況と、小野市内14保育所の認定こども園化に向けた現在の取組及び進捗状況についてお伺いします。

**(3点目) 市内公立幼稚園の入園者数の推移について**

**答弁者 教育次長**

1点目の質問に関連して、市内公立幼稚園における入園者数の推移について分析されている内容をお伺いします。

**(4点目) 市内公立幼稚園の認定こども園化に向けた考え方について**

**答弁者 教育次長**

他市等において認定こども園化が加速している状況も踏まえ、現時点における市内公立幼稚園の認定こども園化に向けた教育委員会の考えをお伺いします。

**第2項目 小中一貫教育について**

平成16年から実施している「小中連携教育」の実績と成果を踏まえ、平成28年4月より、市内全校区において、いわゆる小野市流「小中一貫教育」がスタートいたしました。その目的は、子どもの発達段階に応じた新たな9カ年カリキュラムに基づく教育体系を構築し、生徒の学びの継続性や専門性を重視したものであると理解しています。そこで、小中一貫教育について、次の2点についてお伺いします。

**(1点目) 小中一貫教育の周知について**

**答弁者 教育監**

小野市における小中一貫教育に対する取組について、継続して周知していく必要があると思いますが、どのように行われているのかお伺いします。

**(2点目) 小中一貫教育の進捗及び成果について**

**答弁者 教育監**

小中一貫教育がスタートして1年が経過しましたが、現時点において「中1ギャップ」(中学進学時に、学習、生活、人間関係など新しい環境になじめないことから不登校やいじめ等が増えたりすることなど)の解消や学力の向上、あるいはそれ以外の面に関して小中一貫教育の成果をどのように分析されているのかお伺いします。併せて課題等についてもどのように分析されているのかお伺いします。

**第3項目 校務支援システムについて**

**答弁者 教育監**

平成28年度に各児童生徒の学籍・学力をデータベース化し、集中管理する校務支援システムが導入されました。その目的は、市内各小中学校との情報の共有・水平展開により、児童生徒への適切な指導体制を構築することで、小野市における「小中一貫教育」を深化させていくものでありました。導入されてまだ日が浅いことから分析できない点も多いことと思いますが、校務支援システムの現時点でのメリット及び課題をどのように捉えられているのかお伺いします。

**第4項目 到達度テストについて**

平成29年度当初予算において、小中一貫教育推進事業として3年生から8年生までを対象に、昨年度に引き続き到達度テストを実施されるとのご説明がありました。この到達度テストについて次の2点についてお伺いします。

**(1点目) 到達度テスト実施の目的について**

**答弁者 教育監**

到達度テスト実施の目的についてお伺いします。

**(2点目) 昨年の到達度テストの検証及び検証結果の活用について**

**答弁者 教育監**

昨年度実施した到達度テストの結果についての検証内容及びその検証した結果を保護者等を含めどのようにフィードバックし活用されているのかお伺いします。併せて本年度の実施時期や改善点等についてお伺いします。

**第5項目 市内小中学校の環境整備について**

**答弁者 教育次長**

教育環境の整備として、5カ年計画で昨年度から市内小中学校トイレの洋式化に向け順次改修工事が進められております。現在の進捗状況と今後の予定についてお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 4 平田 真実 議員

### 質問項目

第1項目 性的マイノリティへの支援について

第2項目 青少年の健全育成について

### 要点・要旨

#### 第1項目 性的マイノリティへの支援について

性的マイノリティとは、性同一性障害の方や性認識に違和感を覚える方、同性愛者などの方々を指し、「性別は男と女だけである」などとする人からみて「少数者」であるという言葉です。性的という言葉が他者に違った印象を与えたり、マイノリティという言葉についても考えさせられる部分がありますが、今回の質問においては、性的マイノリティという言葉を使用致します。

平成27年4月に電通が行った調査では、性的マイノリティ当事者は7.6%、日本国内の13人に1人であるとの結果も出ています。

先日参加させて頂いた、いちばヒューマンライフ推進協議会では、平成29年度の活動方針に、性的マイノリティに関する人権問題も掲げて事業を進められると伺いました。いじめ等追放都市宣言をしている小野市において、性的マイノリティについて正しい理解を深め、住民一人ひとりの人権が尊重され、認め合うまちを築いていくために、次の3点についてお伺いします。

**(1点目) 教育現場における性的マイノリティへの理解について**

**答弁者 教育監**

性的マイノリティ当事者がいることを想定した学校教育と、教員研修についてどのように行われているのかお伺いします。

**(2点目) 小野市における性的マイノリティに関する相談窓口について**

**答弁者 市民安全部長**

本市では、様々な相談窓口の体制が整っていますが、性的マイノリティに関する相談はどの窓口で受けられているのかお伺いします。

**(3点目) 公共施設における性的マイノリティへの配慮について**

**答弁者 総務部長**

教育や啓発だけでなく、性別に関係なく使用できる「だれでもトイレ」の設置など公共施設のあり方にも関わります。新庁舎建設についても、性的マイノリティにどのように配慮されるのか、具体的な取組をお伺いします。

**第2項目 青少年の健全育成について**

昨年11月、小野市更生保護女性会主催の更生保護基礎研修に参加させていただきました。更生保護女性会とは、過ちに陥った人々の立ち直りを支援し、地域社会から非行や犯罪を無くすことを目指して活動をされている全国組織の女性ボランティア団体で、全国では17万名の会員数があり、小野市でも約130名の方々がボランティア活動をされています。基礎研修では、小野市市民安全部長と小野警察署の警部補による小野市の少年犯罪の現状についての話があり、小野市を含め近隣市の補導人数等もお伺いしました。

小野市においては、小野警察署が開署し、警察の方が職務に邁進され、また、青パトをはじめ各種団体の皆さんが積極的な活動をされているところですが、青少年を取り巻

く環境は、近年インターネットにおけるSNS等の普及の影響を大きく受け、子どもたちのコミュニティが見えにくくなり、大人が気付きにくい状況になっています。そこで、青少年の健全育成に関して次の3点についてお伺いします。

**(1点目) 小野市内における補導人員の内訳について** **答弁者 市民安全部長**

小野市が把握しておられる市内の青少年の補導人数、またその内容等の内訳をお伺いします。

**(2点目) 警察との連携について** **答弁者 市民安全部長**

小野警察署や小野市青少年補導委員会、青少年センター、また、教育委員会ともどのように連携されているのかお伺いします。

**(3点目) 非行防止に向けた学校における取組について** **答弁者 教育監**

本市における非行防止に向けた学校での取組をどのように行われているのかお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 5 川名 善三 議員

### 質問項目

第1項目 就学援助制度について

第2項目 訪問看護・訪問介護職員の安全確保について

### 要点・要旨

#### 第1項目 就学援助制度について

就学援助については、学校教育法第19条に、経済的理由により、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないと規定され、市町村が実施主体であることが明記されています。その対象者は、要保護者と準要保護者となっており、①要保護者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（平成26年度 約14万人）、②準要保護者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮しているとして市町村の教育委員会が認める者（平成26年度 約135万人）とされています。

その対象費目としては、学用品費・体育実技用具費・新入学児童生徒学用品費等・通学用品費・通学費・修学旅行費・校外活動費・医療費・学校給食費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費となっています。この市町村の行う就学援助のうち、要保護者への援助に対し、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、学校給食法、学校安全法等に基づき、必要な援助を行うとされており、その1/2が国庫補助となっています。一方で、生活保護法に基づく要保護者に対しては、生活保護制度に基づく教育扶助として同様の給付が行われております。

しかし、就学援助の支給費目の中の「新入学児童生徒学用品費等」において、これまでは新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については、支給はされるものの、文部科学省の「要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」では、国庫補助の対象が小学校入学前を含まない「児童又は生徒」の保護者とされていたため、その費用は入学後の支給となっていました。

今般、文部科学省は、平成29年3月31日付でその要綱を改正し、就学援助要保護児童のランドセルの購入等の「新入学児童生徒学用品費等」の単価を従来の倍額（小学校は20,470円から40,600円、中学校は23,550円から47,400円）にするとともに、その支給対象者に、これまでの児童、生徒から、新たに就学予定者を加えました。また、この改正に合わせ平成30年度からその予算措置（補助率2分の1）を行うとの通知もなされたところです。

但し、この措置は、あくまで要保護者の児童生徒に限ったものであり、今回、準要保護者の児童生徒はその対象にはなっておりません。

要保護者の児童生徒に対する新入学用品の支給は、基本的には、生活保護制度に基づく教育扶助である入学準備金から、すでに入学前に支給が可能であるため、小野市においては、この文部科学省の制度改正に伴う要保護者の児童生徒に対する予算及び制度の変更は、一部の例を除き基本的には生じないと考えますが、準要保護者の児童生徒に対する「新入学児童生徒学用品費等」の入学前からの支給及びその単価の変更等については、今後、要保護者に準じた対応への判断が、それぞれの自治体で求められてくると考えます。よって、今回の文部科学省における要綱改正の趣旨及び同じ就学援助制度のもとでの公平性等を考慮するならば、準要保護者の児童生徒への支給についても、まずは支給時期を見直すべきと考えますが、次の3点についてお伺いします。

**（1点目）就学援助制度の具体的な運用状況について**

**答弁者 教育次長**

保護者への告知及び支給時期など、どのように運用されているのかお伺いします。

**(2点目) 生活保護制度での教育扶助と就学援助制度との相違点について**

**答弁者 市民福祉部長**

就学援助制度とほぼ同様の制度とされていますが相違点についてお伺いします。

**(3点目) 準要保護者の児童生徒への「新入学児童生徒学用品費等」の支給時期の見直しについて**

**答弁者 教育次長**

準要保護者の児童生徒を対象とする「新入学児童生徒学用品費等」の支給時期を入学前に見直すとなれば、それに伴う予算措置、システムの変更、要綱等の改正について、今から検討する必要があると考えますが当局の考えをお伺いします。

**第2項目 訪問看護・訪問介護職員の安全確保について**

厚生労働省によると、我が国の65歳以上の人口は、現在3,000万人を超え、2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。このような状況の中、団塊の世代(約800万人)が75歳以上となる2025年(平成37年)以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれていることから、2025年(平成37年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

訪問看護や訪問介護がこれらを支える重要なシステムであることは言うまでもありません。しかしながら、新聞報道等によりますと、本年1月、神戸市において、訪問看護の暴力についての検討会が行われた際、その中で半数の訪問看護師が、患者や家族から身体的暴力や言葉での侮辱などの「暴力」を受けた経験があるとの調査結果が報告されました。地域包括ケアシステムの着実な推進のためにも、これら明らかになった深刻な現状を改善し、訪問看護師をはじめとする在宅医療や在宅介護の重要な担い手である職員の皆さんの、安心して働ける環境づくりが不可欠であることから、次の3点につい

てお伺いします。

**(1点目) 訪問看護及び訪問介護の現状について**

**答弁者 市民福祉部参事**

訪問看護及び訪問介護における現場での「暴力」についてどのように把握されているのかお伺いします。

**(2点目) 訪問看護師や介護職員等の安全対策について**

**答弁者 市民福祉部参事**

訪問看護師や介護職員等の安全対策の一つとして、複数での訪問が挙げられていますが、現実には人件費がかさむため、経営的に困難であると思われまます。訪問時における安全対策についてお伺いします。

**(3点目) 「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」について**

**答弁者 市民福祉部参事**

この度、兵庫県において、安全確保と離職防止を図るため、2人以上での訪問を支援する「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」が始まりました。この事業に対する市の取組についてお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 6 山本 悟朗 議員

### 質問項目

第1項目 下水道事業における水洗化の推進について

第2項目 庁舎跡地のまちづくりについて

第3項目 公判中の民事訴訟について

### 要点・要旨

#### 第1項目 下水道事業における水洗化の推進について

平成23年の第376回定例会で下水道の水洗化の推進について一般質問させていただきました。その際、当局からは、整備区域内の約1,200戸余りの方々が下水道に接続いただくことにより下水道整備が完了すること、未水洗の約50%が経済的な理由によるものであること、更に高齢者だけのお住まいなので、水洗化には踏み切れないご家庭が多数あることなどの答弁をいただいております。

さて、あれから6年がたちました。水洗化の進捗についてその後どうなったのかを見守ってまいりましたが、劇的な進歩を感じることはできません。

そこで私は、水洗化という事業を2つに分けて考えてみることにしました。1つはトイレを水洗化し、汲み取りから下水道管への放流に切り替えること、もう1つは水路に流していた生活排水のみを下水道管に接続し汚水処理をした後、河川放流を行うことです。

これまで水洗化に関する市議会での議論は、トイレの水洗化を中心に行われてきたように感じます。しかし一方で、自然環境の保護を考えると、トイレの水洗化よりも、生活排水の放流の方が重要ではないかとの考えに至りました。

トイレが汲み取り式であることは、その家庭における生活環境は改善されませんが、汲み取られたし尿は処理場にて処理され、自然環境に影響は与えません。一方で生活排水の処理については、未処理の生活排水が、未接続家庭の下流にお住いの方々の住居に隣接する水路を流れることから、時として、農業用水にも混入し、河川に流れ出るようになります。

私がまだ学生であった頃には日本中の河川が汚れていました。高度経済成長の陰で自然環境は破壊され、連日のように光化学スモッグや赤潮の発生が報道されていました。しかしながら、私たちはこれらの環境破壊を止め、工業排水や生活排水をきちんと処理してから河川に流すようになりました。技術の力とコストがかかる事業ではありますが、持続可能な社会形成のための公共下水道という社会資本整備を実現しました。これは全国各自治体、特に中山間の自治体においては、20世紀末における最大規模の社会資本投資であったと思われまます。

小野市においても昭和56年から下水道の整備事業が開始され、平成16年の農業集落排水事業の完成により市内の大半の家庭が下水道整備区域となりました。しかしながら、先ほど申し上げた通り、下水道管への未接続世帯が多く残っています。

平成23年に質問させていただいた折には、「未接続世帯に対して、補助金を出すなりして、水洗化の促進をはかってはどうか」との問いかけをいたしました。が、「すでに私費を投じて水洗化されている世帯との間で公平性を保つ観点から補助金は出せない」旨の答弁をいただいております。まさしく正論であり、答弁の内容に納得いたしております。

しかしながらこの度、公平性という視点をさらに拡大して、考えをまとめてみました。1つには自分が住む家の横を走る水路の上流に下水道未接続の家庭がある家と、近隣世帯の全てで下水道接続がなされている家庭では、生活環境に大きく差がでていう点です。農地を所有されている場合も同様です。つまり、下水道管に接続されている住宅地であれば、雨水以外は水が流れず、日頃水路は乾いております。しかし一方で、下水道管未接続の家庭があれば、毎日洗剤の泡が流れ、上流の方の都合で自身の生活環境が変化することになり不公平でないかと思うところであります。さらに下水道管に接続

し、環境負荷を低減させている家庭からは下水道料金を徴収している一方で、使用した水の処理を行わず水路に放流して環境に負荷をかけている家庭からは費用徴収がなされないというミスマッチがあり、環境保護の観点からはむしろ不公平でないかと考えるところです。

水洗化に対する状況を2つに分けて考えた時に、トイレの水洗化に係るものは自身の生活環境の向上に寄与する部分が多いため、これについては、各世帯の負担で実施しなければならないことは当然であり、一方で、生活排水については、自然環境や周辺状況等社会全体を鑑みた場合、その全額又は一部について、補助制度を設けてでも実施すべきではないかとの考えに至っております。

自然環境を守るという取組は経済的事由に左右されることなく、市民全員が参加して早急に実施しなければいけないテーマであり、今後も現状が続けば、先ほど申し上げた不公平は今後も継続していくこと、さらに、2つ目の不公平、下水道代金の徴収に目を向けますと、例えば、年間1万3千円の下水道使用料金の徴収が行われれば10年で13万円、自然環境が守られたうえに、市の負担額は回収できるのではないかとの思いもございます。そこで、これらに関連して次の4点をお伺いします。

**(1点目) 水洗化されていない世帯について**

**答弁者 水道部長**

現在、下水道整備区域内（農業集落排水含む）にあつて水洗化されていない世帯数をお伺いします。

**(2点目) 今後の水洗化等の見込みについて**

**答弁者 水道部長**

1点目のうち、今後水洗化されたり又は家屋が取り壊されたりする見込みについてお伺いします。

**(3点目) 生活排水の下水道管への接続について**

**答弁者 水道部長**

水洗化ができていない家庭において、トイレの水洗化を行わず、生活排水だけを下水道に接続することができる世帯はどれくらいあると見積もられるかをお伺いします。

**(4点目) 費用について**

**答弁者 水道部長**

3点目にお伺いした世帯において、一般的に生活排水を下水道管に接続するために必要な費用は概ねどれくらいになるかをお伺いします。

**第2項目 庁舎跡地のまちづくりについて**

**答弁者 小林昌彦副市長**

私は、平成27年第399回定例会において、新庁舎建設にあたっては小野市民5万人の夢と希望のシンボルとなる新庁舎建設地周辺のまちづくりと現庁舎跡地となる成熟した市街地の空間を有効活用していくまちづくり、2つのまちづくりの大切さをお話させていただきました。

平成28年第403回定例会において、庁舎跡地のまちづくり計画について、地権者との話し合いの進展を伺いましたところ、「今後の裁判の進捗状況等を踏まえたうえで、適切な時期になりましたら、改めて地権者との協議を始めさせていただきたい。」との答弁をいただいております。

さて、4月22日付けの新聞報道によりますとこの度、現庁舎敷地の賃料増額請求訴訟が終結し、賃料は据え置きとなりました。判決確定後に、熊野神社氏子惣代会の会長からは「今後は跡地の利活用について市と神社が両輪となって動きたい」とのコメントがあり、市側からは「跡地の活用は両者にとって良い方向に向かうよう話し合いたい」と掲載されております。まちづくりの協議とは実質関係がないものの、別件で争われている訴訟当事者同士が協議を進めていくという困難な状況がなくなり、ようやく実質的に庁舎跡地のまちづくりについて、積極的に推進できる環境が整ったものと安堵いたしております。

とはいうものの、神社の所有地であることから予測される用途の制限であったり、また、庁舎移転後もコミセンおの、福祉総合支援センターなどの施設は現存し、段階的な移設を含めて検討を進めなければならない状況でのまちづくりの推進は、簡単なものではないと考えております。土地の利用方法については、地権者の判断により進められるのが本筋であることに間違いはありませんが、新聞報道のコメントにもありました通

り、両者にとって良い方向に向かうことを議員として、市民の一人として期待しております。

そこで、庁舎跡地のまちづくりについて、裁判最終後の取組の状況と、今後の展望についてお伺いします。

### 第3項目 公判中の民事訴訟について

4月5日付けの新聞報道によりますと、5月22日付けで失職された椎屋元議員から損害賠償請求訴訟が提起されております。議員と首長とが裁判で争うという事態に不安や戸惑いを感じておられる市民も少なくはなく、様々な憶測が飛び交うことも懸念されます。そこで今回の係争事案について次の2点をお伺いします。

#### (1点目) 係争事案の概要について

答弁者 市長

現在係争中の事案であることから訴訟に影響の及ばない範囲で結構でありますので、今回の係争事案の概要についてお伺いします。

#### (2点目) 理事者側である市長と議会及び議員との関係について

答弁者 市長

この度の出来事等を踏まえ、理事者側である市長と議会及び議員との関係に対する考え方についてお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 7 河島 信行 議員

### 質問項目

第1項目 地域づくり協議会の更なる充実について

第2項目 小野市の芸術・文化の振興について

第3項目 ふるさと納税について

### 要点・要旨

#### 第1項目 地域づくり協議会の更なる充実について

わたくしは、人生70年の歩みの中で、教員生活の傍ら、地域に溶け込む活動をしてまいりました。

教員退職後は粟生町自治会長なども歴任させていただきました。また、野球協会役員などもしています。

さて、わたくしも団塊世代の人間、高齢者の仲間入りの年齢になりましたが、市内には、多くの健康な団塊世代の方々がおられます。その方々の現役時代の職業（企業で活躍された方、地方公共団体の仕事に活躍された方、地元企業で貢献された方、商売人で貢献された方など）で培われた豊富かつ貴重な体験、経験を生かして活躍していただくことを期待しています。

小野市においては、既に予算面からそのやる気のある団塊世代の活躍しやすい事業を推し進めておられますが更に、地域に貢献している団塊世代・高齢者の方々の生きがいのある活動を後押しする施策を更に推進してはいかがかと考えます。

現在、小野市内では、地域住民の力で地域を活性化していこうという活動が各地域づくり協議会で実践されています。

そこで、例えば他市のやる気のある方に、市内の地域づくり協議会の事業に参画しやすい体制づくりを企画してはいかがかと考えます。

また、若者（小野市内在住でも、他市からの移住でも）にも、地域づくり協議会の運営、委員活動に参画していただき、将来の夢ある小野市づくりに尽力していただければと考えます。そこで、次の3点についてお伺いします。

**（1点目）団塊世代等・高齢者の知恵等を活用した事業の推進について**

答弁者 教育次長

**（2点目）若者が積極的に参画できる環境づくりについて**

答弁者 教育次長

**（3点目）他市住民が事業に参画しやすい環境づくりについて**

答弁者 教育次長

## 第2項目 小野市の芸術・文化の振興について

わたくしは毎年お隣の三木市文化振興財団事業「みき演劇セミナー」を観劇させていただいております。

三木市はこの公演活動委託金100万円を予算化され、三木市文化振興財団は上演に関する活動経費を負担しているとお聞きしています。

小野市においても、住民のみなさまに、特にこのような演劇等の活動に興味・関心をもっていただくことは、将来の小野市を支える源になると思います。

ちなみに、ことしの3月19日に三木市文化会館で行われた公演・演劇『重棟』の主人公・別所重棟（別所長治（三木城主）公の叔父）の役どころを演じられたのは、小野市に住んでおられる方です。

このような文化・演劇活動等を小野市でも積極的に応援してはどうかという思いで次の2点についてお伺いします。

(1点目) 小野市における演劇セミナー開設の考えについて

答弁者 教育次長

(2点目) 市民主体の演劇活動等に対するうるおい交流館エクラ使用の優遇策について

答弁者 教育次長

### 第3項目 ふるさと納税について

ふるさと納税については、現在の状況や課題について議論されているところであります。ふるさと納税には「産業の活性化」により「雇用」が生まれる側面があると思えます。また「観光を促す」ことでさらに小野市を知っていただき、他市から小野市への移住につながる可能性もあるのではないかと思います。

小野市に生まれてずっと住み続けている方々の知恵はもちろん必要ですが、他市から移住していただく方々の新鮮な知恵、センス等を活用することも小野市のさらなる発展に繋がると考えます。そこで、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 「ふるさと納税」による地元企業、生産者の意識改革について

答弁者 地域振興部長

(2点目) 「ふるさと納税」による地元特産物の開発について

答弁者 地域振興部長

# 一般質問発言通告書

## 8 藤原 章 議員

### 質問項目

第1項目 生活困窮者自立支援事業の実施について

第2項目 上水道事業について

第3項目 議案第28号 小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

### 要点・要旨

#### 第1項目 生活困窮者自立支援事業の実施について

格差社会により貧困が広がる中、平成27年4月1日に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。市町村が必ずやらなければならない事業は「自立相談支援事業」と、離職により住宅を失った場合の「住居確保給付金」とされており、小野市でも実施されています。私はこの事業は大変重要だと思っております、この制度を活用して、生活に困っておられる皆さんに少しでも援助の手を差し伸べることが出来るよう願っております。また一方では、問題の解決はそう簡単ではなく、担当されている職員の皆様は大変ご苦労されていることも予想されまして、その努力に感謝と敬意を表したいと思います。つきましては、本事業が実り多いものとなることを期待して次の4点について伺います。

(1点目) 現在の事業の状況について

答弁者 市民福祉部長

「自立相談支援事業」の相談件数、「住居確保給付金」の給付件数など、これまでの実施状況をお伺いします。

**(2点目) 相談体制とネットワークについて**

**答弁者 市民福祉部長**

現在の相談体制やネットワークの状況についてお伺いします。

**(3点目) 相談の主な内容及び解決への対応について**

**答弁者 市民福祉部長**

寄せられている相談の主な内容及び解決への対応状況についてお伺いします。

**(4点目) この事業による成果と問題点について**

**答弁者 市民福祉部長**

この事業を通じて見えてきた成果と問題点についてお伺いします。

**第2項目 上水道事業について**

小野市の上水道は船木浄水場の膜ろ過方式、市場水源地の紫外線処理など高度な濾過・殺菌技術の導入をすすめ、市民に安全でおいしい水を、安定して、安く届けるために日夜努力しておられることを高く評価しております。未整備水源の早急な対策も含め、今後も市民のために責任を持って給水事業を行っていただきたく次の4点についてお伺いします。

**(1点目) 新産業団地と水源の状況について**

**答弁者 水道部長**

このたび県との共同事業として新産業団地が造成されます。企業ですから、かなりの水需要があると予想されますが、現在の水源で対応できるのかお伺いします。

**(2点目) 水道基本料金の設定について**

**答弁者 水道部長**

現在の下水道の水道料金は2カ月で20m<sup>3</sup>までを基本料金として、一律の料金にしていますが、これはどういう考え方にもとづいて設定されているのかお伺いします。

**(3点目) 開栓手数料について**

**答弁者 水道部長**

現在はいったん閉栓されていた水道の使用を再開する場合に開栓手数料として

1,000円が必要ですが、これはどのような考えに基づいて設定されているのかお伺いします。

**(4点目) 浄水場・水源地の管理について**

**答弁者 水道部長**

浄水場や水源地の管理は大変重要な仕事ですが、現在、人員が常駐しているところはどこかお伺いします。また、小野市の職員は何人常駐しているのかお伺いします。

**第3項目 議案第28号 小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

今回、県の老人医療費助成事業が廃止され、高齢期移行助成事業が創設されたことに伴い、小野市の福祉医療費助成制度を、県に合わせて一部改正する条例が提案されています。対象は65才以上69才以下の人たちですが、年金に頼って生活しておられる、所得の少ない「高齢期移行者」に対する援助を縮小することになってはならないと考えておりますが、この度の制度改正に伴い次の3点についてお伺いします。

**(1点目) 制度変更の内容について**

**答弁者 市民福祉部長**

制度がどう変わるのかお伺いします。

**(2点目) 影響を受ける人の人数について**

**答弁者 市民福祉部長**

制度変更による助成対象者数の変化をお伺いします。

**(3点目) 現行制度を継続した場合の必要経費について**

**答弁者 市民福祉部長**

県の制度変更に合わせて、小野市が独自で現在の制度を続けた場合、どれぐらいの負担増になるのかお伺いします。